

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 相次相続控除

Q : 私の祖母は、昨年1月に死亡し、1人娘である私の母が、祖母の全財産を相続しました。申告を済ませた母も、今年の5月に死亡し、母の財産は私が相続することになりましたが、私の母には固有の財産がなく、今回私が相続した財産はすべて祖母からの相続財産です。

同じ財産に対して、母と私が相続税を納めることになるのですが、何か軽減措置はないのでしょうか。

A : 相次相続控除が適用されます。

【解説】

相続人が相続や遺贈によって財産を取得した場合において、その相続（第2次相続）の被相続人が相続開始前10年以内に開始した相続（第1次相続）によって財産を取得して、相続税を課せられているときには、第2次相続の相続人の相続税額から相次相続控除として次の算式で計算した金額が控除されます。

$$\text{相次相続控除額} = \frac{A \times C}{B - A} \times \frac{D \times 10 - E}{C \times 10}$$

- A・・第2次相続の被相続人が第1次相続で取得した遺産にかかった相続税額
- B・・第2次相続の被相続人が第1次相続によって取得した正味の遺産額
- C・・第2次相続によって相続人及び受遺者の全員が取得した正味の遺産額の合計額
- D・・第2次相続によって、相次相続控除を受けようとする相続人が取得した正味の遺産額
- E・・第1次相続から第2次相続までの年数

